

# 外国人のための税務相談会 2018

2018

とよはししこくさいこうりゅうきょうかい  
豊橋市国際交流協会では、外国人のための税務相談会をポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語  
つうやくつ かいさい  
の通訳付きで開催します。

無料  
予約が必要

- ① 2017年に年末調整を受けていない方
- ② 勤め先をやめた方
- ③ 扶養家族の申請をしなかった方（扶養家族のため外国へ送金を含む）
- ④ 2か所以上の職場から給与をもらった方
- ⑤ 世帯合計で一定額以上の医療費を支払った方（10万円以上）
- ⑥ 世帯合計で12,000円以上OTC医薬品を購入された方
- ⑦ 国民健康保険や生命保険に加入していて、控除していない方

と き： 平成30年2月4日(日) / 2月11日(日) 10:00～16:00

ば しょ  
場 所： 豊橋市役所13階 講堂

つうやく  
通 訳： ポルトガル語、スペイン語、英語、タガログ語

よ けい  
約： 必ず必要（電話、メール）

(1. 名前（フルネーム）、2. 住んでいる市町、3. 国籍、4. 電話番号、5. 何年度分、6. 申告内容）

てい いん  
定 員： 一日に80名まで（先着順）

しゅ さい  
主 催： 豊橋市（豊橋市国際交流協会受託）

きょう さい  
共 催： 東海税理士会豊橋支部、NPO法人ABT豊橋ブラジル協会

ひつよう しようい  
必要な書類（書類は申告の内容により異なります）

げんせんちようしゅうひょう げんぼん ざいりゅう  
源泉徴収票（原本）、在留カード、パスポート、マイナンバー、銀行の通帳、印鑑、外国の

ふようかぞく そうきん ばあい しゅつしょうしやうめいしよ けっこんしやうめいしよ かならずげんぼん にほんご やくつ そうきん  
扶養家族に送金している場合は：出生証明書や結婚証明書（必ず原本で日本語の訳付き）、送金

いらいしよ かくふよう こくみんほけん しゃかいほけん せいめいほけん しはらいがく いりようき かんはつこう  
依頼書（各扶養）、国民保険、社会保険、生命保険の支払額のわかるもの。医療機関発行の

りようしゅうしよ いやくひん りようしゅうしよ けんしんとう しょうめいしよ  
領収書、OTC医薬品のレシートや領収書、健診等の証明書。

同時開催

せんもんか むりようそうだんかい よやくふよう せんちやくじゅん  
専門家による無料相談会（予約不要・先着順）

がつ か  
2月4日のみ ぎようせいしよしかい そうだん  
行政書士会の相談

（ビザ、帰化、マイナンバーなど）

きようりよく あいちけんぎようせいしよしかい とうさん し ぶ  
協力：愛知県行政書士会 東三支部

がつ にち  
2月11日のみ しんりそうだん  
心理相談（カウンセリング）

（心の悩み、子どもの発達病に関する悩み、など）

きようりよく ながさき  
協力：心理カウンセラー長崎ジュリアナ

よやく といあわ  
予約・問合せ：

とよはししこくさいこうりゅうきょうかい ときま えおどおり かい はつ かい  
豊橋市国際交流協会（駅前大通2-33-1 開発ビル3階）

でんわばんごう 電話番号：0532-55-3671（10:00～17:00） メール：guida@tia.aichi.jp